令和6年10月分から児童手当制度が変わります

改正後の初回支給は令和6年12月(10・11月分)になります。

	変更前(令和6年9月分まで)	変更後(令和6年10月分以降)
支給対象児童	中学校修了までの児童	**高校生年代※までの児童**
所得制限	所得制限限度額以上で特例給付 所得上限限度額以上で支給なし	**なし**
支給月額 (児童1人あたり)	・3歳未満：15,000円 ・3歳から小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学校修了まで：10,000円 ・特例給付：5,000円	**・3歳未満** **第1子、第2子：15,000円** **第3子以降：30,000円** **・3歳から高校生年代** **第1子、第2子：10,000円** **第3子以降：30,000円**
支払回数	年3回(2月・6月・10月)	**年6回(偶数月)**
第3子以降の要件	年度末(翌3月31日)時点で18歳までの子のうち、3番目以降	**年度末(翌3月31日)時点で22歳までの子のうち、3番目以降**

※高校生年代：15歳到達後の最初の4月1日から18歳到達後の最初の3月31日まで

1. 次の人は、対象拡充に伴う手続きは不要です

ア)児童手当または特例給付の受給者で、高校生年代以下の児童と同居(住民票上同じ住所)の人
➡高校生年代の児童がいる場合、手続きなしで支給額を変更して支給します。

2. 次の人は対象拡充に伴う手続きが必要です。案内を発送します(9月上旬予定)

ア)所得上限限度額超過により児童手当を受給していない、高校生年代以下の児童と同居(住民票上同じ住所)の人
イ)児童手当または特例給付を受給していない、高校生年代児童と同居(住民票上同じ住所)の人
ウ)「年度末時点で19歳～22歳の同居(住民票上同じ住所)の子」を第3子以降加算のカウント対象とする人
➡手続きにより支給または第3子以降分が増額されます。

3. 次の人は、自身の申し出による手続きが必要です

ア)所得上限限度額超過により児童手当を受給していない、高校生年代以下の児童と別居(住民票上別の住所)の人
イ)児童手当または特例給付を受給していない、高校生年代の児童と別居(住民票上別の住所)の人
ウ)児童手当または特例給付の受給者で、高校生年代の児童と別居(住民票上別の住所)の人
エ)「年度末時点で19歳～22歳の別居(住民票上別の住所)の子」を第3子以降加算のカウント対象とする人
➡3のア～エの場合、市は確認できませんので申し出が必要です。下記、申請・問合せまでご連絡ください。手続きにより支給または増額されます。

申・問困子ども課子ども育成係(☎内線1161)
囧住民福祉課福祉子ども係(☎内線2153)

制度の詳細はこちら

困＝本庁舎　囧＝松井田庁舎　谷＝谷津庁舎　ク＝碓氷川クリーンセンター　ス＝スポーツセンター